(趣旨)

第1条 水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)の円滑な運用 を図るため、法の規定による専用水道に係る事務処理について必要な事項を 定めるものとする。

(布設工事の確認申請)

第2条 法第32条の規定による専用水道の布設工事の確認の申請は、様式第1 号による申請書により行うことを求めるものとする。

(布設工事適合確認等の通知)

- 第3条 法第32条の規定により専用水道の布設工事の設計について法第5条の 規定による施設基準に適合するか否かの確認を行ったときは、その結果に応 じて次の各号に掲げる様式により通知書を当該申請者に交付するものとする。
 - (1) 適合することを確認した旨の通知 様式第2号
 - (2) 適合しないと認めた旨の通知又は申請書の添付書類によっては適合する か否かを判断できない旨の通知 様式第3号

(確認申請事項変更の届出)

- 第4条 法第33条第3項の規定による専用水道の確認申請書に記載した事項の変更の届出は、様式第4号による届出書により行うよう求めるものとする。 (廃止の届出)
- 第5条 専用水道の設置者が専用水道を廃止したときは、様式第5号によりその旨を届け出るよう求めるものとする。

(承継の届出)

第6条 譲渡等により専用水道の設置者の地位が承継された場合には、様式第6号によりその旨を届け出るよう求めるものとする。

(給水開始の届出等)

第7条 法第34条第1項において準用する法第13条第1項前段の規定による給水を開始しようとする旨の届出は、様式第7号による届出書により行うことを求めるものとする。また、当該届出には、同項後段の規定による水質検査を行った旨の成績書及び施設検査を行った旨の報告書の添付を求めるものと

する。

(専用水道の水道技術管理者設置等の報告)

第8条 専用水道設置者が法第34条第1項において準用する法第19条第1項の 規定により水道技術管理者を設置したときは、様式第8号によりその旨の報 告を求めるものとする。また、当該水道技術管理者を変更したときは、様式 第9号によりその旨の報告を求めるものとする。

(業務委託等の届出)

- 第9条 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定による次の各号に掲げる届出は、それぞれ当該各号に定める様式による届出書により行うことを求めるものとする。
 - (1) 専用水道の管理に関する技術上の業務を委託した旨の届出 様式第10号
 - (2) 委託に係る契約の効力を失った旨の届出 様式第11号

(布設工事を伴わない専用水道の届出)

第10条 布設工事の着手時に法第3条第6項の専用水道の要件を満たさなかった場合において、布設工事を伴わずに当該要件を満たすこととなったときは、 様式第12号によりその旨を届け出るよう求めるものとする。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年6月21日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

専用水道布設工事設計確認申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所

申請者

氏 名

(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

水道法第32条の規定に基づき、専用水道布設工事設計の確認を受けたいので、同法第 33条第1項の規定による関係書類を添えて申請します。

水道事務所の所在地

添付書類

1. 工事設計書

法第33条第4項に掲げる事項を記載

- ①一日最大給水量及び一日平均給水量
- ②水源の種別及び取水地点
- ③水源の水量の概算及び水質検査の結果
- ④水道施設の概要
- ⑤水道施設の位置(標高及び水位を含む)、 規模及び構造
- ⑥浄水方法
- ⑦工事着手及び完了の予定年月日

2. 施行規則第53条に規定する書類及び図面

- ①水の供給を受ける者の数を記載した書類
- ②水の供給が行われる地域を記載した書類 及び図面
- ③水道施設の位置を明らかにする図面
- ④水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする図面
- ⑤主要な水道施設(⑥に掲げるものを除く) の構造を明らかにする平面図、立面図、 断面図及び構造図
- ⑥導水管きょ、送水管並びに配水及び給水 に使用する主要な導管の配置状況を明ら かにする平面図及び縦断面図

第 号

住 所

氏 名

専用水道布設工事確認通知書

水道法第 33 条第1項の規定により 年 月 日付けで申請のあった専用水道の布設工事の設計について、同法第5条の規定による施設基準に適合するものであることを確認したので、同法第33条第5項の規定により通知します。

年 月 日

防府市長印

第 号

住 所

氏 名

専用水道布設工事不適合通知書

水道法第 33 条第1項の規定により 年 月 日付けで申請のあった専用水道の布設工事の設計については、次の事項について、同法第5条の規定による施設基準に適合しないので、同法第33条第5項の規定により通知します。

年 月 日

防府市長印

適合しない点又は適合するか否かを判断できない理由

専用水道布設工事設計確認申請書記載事項変更届出書

年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所

届出者

氏 名

(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

下記のとおり、専用水道確認申請書に記載した事項に変更があったので、水道法第 33 条第3項の規定により届け出ます。

施	部	L Ç	名							
変	更	事	項							
変更内容	変	更	前							
内容	変	更	後							
寥	変更年	三月日	1		年	月	日			

専用水道廃止届出書

年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所

届出者

氏 名

(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

専用水道を廃止したので、下記のとおり届け出ます。

施	i i	戊又	名						
廃	止生	手 月	目		年	月	日		
廃	止	理	由						

専用水道承継届出書

年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所

届出者

氏 名

(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

専用水道の設置者の地位を承継したので、下記のとおり届け出ます。

施		設		名						
承	継	年	月	目		年	月	日		
承	継	Ø	理	由						

専用水道給水開始前届出書

年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所

届出者

氏 名

(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

給水を開始したいので、水道法第34条第1項において準用する同法第13条第1項の規 定により、下記のとおり届け出ます。

施設名	
給水開始予定年月日	年 月 日
水質検査の結果	別紙のとおり
施設検査の結果	別紙のとおり

- ※ 水道法施行規則第10条の規定による水質検査成績書(残留塩素測定も含む)の写 しを添付すること。
- ※ 水道法施行規則第11条の規定による施設検査書を添付すること。

専用水道水道技術管理者選任報告書

年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所

届出者

氏 名

(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

下記のとおり、専用水道の水道技術管理者を選任したので報告します。

施		設		名						
水道	[技術	管理	者」	氏名						
選	任	年	月	日		年	月	日		

[※] 水道技術管理者の資格を証する書類を添付すること。

専用水道水道技術管理者変更報告書

年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所

届出者

氏 名

(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

下記のとおり、専用水道の水道技術管理者を変更したので報告します。

記

施		設			名				
変	更	年	月		目		年	月	Ħ
水道技術管理者氏名			変	更	前				
小坦尔	文 例 官	有	変	更	後				

※ 水道技術管理者の資格を証する書類を添付すること。

専用水道業務委託届出書

年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所

届出者

氏 名

(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

下記のとおり、専用水道の管理に関する技術上の業務を委託したので、水道法第34条 第1項において準用する同法第24条の3第2項の規定により届け出ます。

施	設	ı	名									
水道管	住	所										
ル に 所 の 形 に 代 表	氏	名										
				電	話	()				
受託力の氏名	×道業務	技術管	理者									
委託	した業	務の領	範 囲									
委	託	期	間		年	:	月	日	~	年	月	日

- ※ 施行令第7条第3号に規定する委託契約書の写しを添付すること。
- ※ 水道技術管理者の資格を証する書類を添付すること。

専用水道業務委託契約失効届出書

年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所

届出者

氏 名

(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

下記のとおり、専用水道の管理に関する技術上の業務委託の契約が効力を失ったので、 水道法第34条第1項において準用する同法第24条の3第2項の規定により届け出ます。

施施	設		名									
1	デ理業務 元名 (法			住	所							
にあっ 所の所	っては、 f在地及	主たるび名称	る事務	氏	名							
に代表 	者の氏	電	話	()						
受託力の氏名	く道業務	技術管	理者									
委託	した業	務の領	節 囲									
委	託	期	間		年	i	月	日	~	年	月	日
当該季理由	2約が効	力を失	った									

専用水道届出書

年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所

届出者

氏 名

(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

水道法第3条第6項に規定する専用水道に該当することになったので、下記のとおり 届け出ます。

記

施 設 名

水道事務所の所在地

専用水道となった日

添付書類に記載する事項及び図面

- ①一日最大給水量及び一日平均給水量
- ②水源の種別及び取水地点
- ③水源の水量の概算及び水質検査の結果
- ④水道施設の概要
- 規模及び構造(図で示すこと)
- ⑥浄水方法

- ⑦水の供給を受ける者の数を記載した書類
- ⑧水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面
- ⑨水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする図面
- ⑩主要な水道施設(⑪で掲げるものを除く)の構造 ⑤水道施設の位置(標高及び水位を含む)、 を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - ⑪導入管きょ、送水管並びに配水及び給水に使用する 主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び 総断面図